

令和6年12月1日

贈与税の非課税措置にかかわる住宅性能証明書等の発行に必要な書類

【 既存住宅の取得 】

※ 原則、新築時の建設住宅性能評価書(関西住宅品質保証(株)交付)が確認できる住宅、もしくは(独)住宅金融支援機構のフラット 35S を取得しており、かつ、基準に関する部分について、評価時から変更がない住宅のみを対象とします。

■免震建築物の場合（平成19年4月1日以前に設計性能評価を申請した免震建築物）

・以下、正・副の2部提出

- 1、住宅性能証明書審査申請書
- 2、建設住宅性能評価書の写し（表面・裏面）※関西住宅品質保証(株)交付に限定
- 3、登記簿の写し(家屋番号と所在地が確認できる)
- 4、免震部定期検査報告書

■断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上、断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級の等級4以上、又は、高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の場合

・以下、正・副の2部ファイルに綴じて提出

- 1、住宅性能証明書審査申請書
- 2、建設住宅性能評価書の写し（表面・裏面）※関西住宅品質保証(株)交付に限定、又はフラット 35S の適合証明書の写し及び一次エネルギー計算書の写し（一次エネルギー消費量等級の審査が必要な場合）
- 3、登記簿の写し(家屋番号と所在地が確認できる)

【 新築住宅の取得 】

■各住宅性能（省エネ、耐震、免震、高齢者配慮）共通

・以下、正・副の２部ファイルに綴じて提出

- 1、住宅性能証明書審査申請書、現場審査依頼書
- 2、設計内容説明書
- 3、設計図書（付近見取り図、配置図、仕様書、各階平面図、立面図、断面図または躯体図、構造図1式（耐震、免震の場合）、断熱および一次エネルギー計算書（省エネ性の場合）
※施工完了時に、設計時から変更がある場合は、完了検査までに、変更後の設計内容説明書および設計図書が必要です）
- 4、一次エネ計算に省エネ機器として入力した機器の出荷証明書(省エネ機能が特定できる型番等明示されたもの) および各機器の性能がわかるもの（メーカーのカタログや、自己宣言書等）。
- 5、建築確認申請の検査済証の写し
- 6、工事監理報告書の写し（建築士法第20条第3項、施行規則第十七条の十五に規定するもの）
- 7、登記簿の写し(家屋番号と所在地が確認できる)
(証明書の発行までに提出)

以上